

し尿収集料金について

平成26年4月1日より

区分		現行料金 ※H26年4月1日～	旧料金 ～H26年3月31日	摘要
人頭制	普通汲取式	月額1人につき 459円	月額1人につき 445円	一般家庭の普通汲み取り式便所
	無臭式	月額1人につき 523円	月額1人につき 505円	一般家庭の無臭トイレ
従量制		18ℓにつき 194円	18ℓにつき 190円	事業所、事務所、営業所等及び人頭制の確認できない一般家庭並びに簡易水洗式便所

現行料金での請求は平成26年4月1日以降の収集分から適用されます。

普通汲み取り式、無臭式トイレであっても、住民登録が無い方が居る場合は従量制での取扱いとなります。

人頭制世帯

人数で支払いしている世帯
普通汲取り式、無臭式のトイレで住民票を有する一般家庭

* 納入通知書での支払い

当月収集分の納入通知書を翌月（1ヶ月後）の毎月15日前後に郵送します。
《取扱い金融機関の窓口でお支払下さい》

* 口座振替での支払い

当月収集分を翌月（1ヶ月後）の毎月25日（土・日・祝日除く）に
口座振替（引き落とし）します。
《残高不足のないよう、通帳の預金残高をご確認ください。》

従量制世帯

収集量で支払いしている世帯
簡易水洗便所、事業所など人頭制世帯以外

* 納入通知書での支払い

当月収集分の納入通知書を翌々月（2ヶ月後）の毎月15日前後に郵送します。
《取扱い金融機関の窓口でお支払ください。》

* 口座振替での支払い

当月収集分を翌々月（2ヶ月後）の毎月25日（土・日・祝日除く）に
口座振替（引き落とし）します。
《残高不足のないよう、通帳の預金残高をご確認ください。》

『例えば、4月に収集した分』

人頭制

5月に
・納入通知書を郵送します。
・口座振替します。

従量制

6月に
・納入通知書を郵送します。
・口座振替します。